



Title	清華簡『祭公之顧命』釈讀
Author(s)	草野, 友子
Citation	中国研究集刊. 2011, 53, p. 243-259
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61263
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

清華簡『祭公之顧命』釈読

草野友子

はじめに

二〇〇八年七月、北京の清華大学は一群の戦国竹簡を入手した。その後、整理と解説を経て、二〇一〇年十二月に『清華大学藏戦国竹簡（壹）』（李学勤主編・清華大

学出土文献研究与保護中心編、中西書局）として刊行され、九篇の釈文および竹簡の写真図版が公開された。その中には『尚書』や『逸周書』と密接な関係がある文献が含まれている。

本稿では、『清華大学藏戦国竹簡（壹）』に収録されている『祭公之顧命』を取り上げる。本篇は、周の穆王に対して臣下の祭公謀父が遺訓を告げるという内容であり、『逸周書』祭公篇と対照させることで、テキストの校訂作業を進展させることができる。本稿では、まず本篇の基礎的情報を掲載し、続いて釈讀を提示する。そして最

後に、現段階での私見を述べる。また、本稿の末尾には、清華簡『祭公之顧命』と『逸周書』祭公篇の対照表を付す。なお、以下、便宜上、「清華大学藏戦国竹簡」を「清華簡」と略称する。

一、基礎的情報

まず、清華簡『祭公之顧命』の整理者、沈建華氏による「説明」に基づき、基礎的情報を整理しておきたい。

・竹簡は全二十一簡。簡長は四十四・四cm、三道編綫。簡毎に筆写されている文字は二十三字～三十二字と均等ではない。竹簡の背面には、順序を示す編号が書かれている（整理者が「無次序編號」と記しているのは誤り）。

・第二簡・第三簡・第四簡の上端・下端にはやや残欠があり、また一部に文字が不明瞭な箇所があることを除けば、全篇保存状態は良好である。

・第二十一簡の表面の下端に、篇題の五字「繙（祭）公之賜（顧）命」が記されている。篇題については、『札記』繙衣は「葉公之顧命」を作り、郭店楚簡・上博楚簡『繙衣』は「繙（或辯）公之憂命」を作り、本篇は「繙（祭）公之賜（顧）命」を作り、はじめの一字をどのように隸定すべきかについては議論になつてゐる。内容およびその他

祭公謀父は周公旦の子孫である。『左伝』僖公二十四年伝には「凡・蒋・邢・茅・胙・祭、周公之胤也。」とあり、封国は今の河南省鄭州の東北にある。

祭公謀父は周王朝の老臣に当たり、何度も周の穆

王に対して諫言している。例えば、『國語』周語上には、祭公謀父が穆王の大戎征伐に反対したことを記載しており、また『左伝』昭公十二年伝には、祭公

謀父が『祈招』の詩を作つて、穆王の天下遊行を諫めたという記載がある。

本篇は、病を患つて重篤な状態である祭公謀父が、見舞いに來た穆王を戒めて、夏・商の敗亡の教訓と

文王・武王の成功という歴史的経験が周王朝の基盤

を守つてきたということを述べる。また、執政を行つていた三公に対しても、さらに良く穆王を補佐するよう頼んでいる。

本篇は『逸周書』祭公篇の祖本であると考えられており、両者を対照させることによつて今本の誤字・脱字の問題が解決する。今本では「邦」の字が除かれている、或いは改めて「国」の字となつてゐるのは、漢人が高祖（劉邦）の諱を避けた結果である。また、重要な点としては、簡文中に当時の三公、すなわち畢駟（桓）・井利・毛班の名号を発見できることが挙げられる。井利・毛班は西周の金文にもその名が見えるため、今本の誤りを正すだけでなく、西周の制度の研究に対しても重要な意義をそなえてゐる。

二、釈読

本章では、清華簡『祭公之顧命』全体の釈讀を行う。以下、凡例、釈文、訓讀、和訳、語注の順に掲げる。

《凡例》

・一 内の算用数字は、竹簡番号を示す。

・「釈文」は、整理者による原釈文を元に作成し、異説についても「語注」に記した。□は未釈の文字。

・「和釈」中の（）は、その直前の語句や内容に関する補足説明等を行つたもの、「」は、筆者が文意を明らかにするために語句を補つたものである。

・「語注」は整理者による注釈を中心とし、適宜、諸研究者の説を引用しているが、紙幅の都合上、特に筆者が重要と判断したもののみを掲載している。また、諸氏の説を記載する場合、その氏名のみを掲げる。本稿末尾の「参考文献」には、論文・札記の題目・掲載年月日等を列記している。

《釈文》

王若曰、「祖祭公、哀余小子、昧其在位、曼天疾威、余多時假懲。我聞祖不豫【1】有遲、余惟時來見、不淑疾甚、余畏天之作威。公其告我懿德。」

祭公拜手【2】稽首曰、「天子、謀父朕疾惟不瘳。朕身尚在茲、朕魂在朕辟昭王之所、亡圖不知命。」【3】

王曰、「嗚呼、公、朕之皇祖周文王・烈祖武王、宅下國、作陳周邦。惟時皇帝帝【4】宅其心、享其明德、付畀四方、用膺受天之命、敷聞在下。我亦惟有若祖【5】周公暨祖召公、茲迪襲學于文武之曼德、克夾紹成康、用畢【6】

成大商。我亦惟有若祖祭公、修和周邦、保乂王家。」

王曰、「公稱丕顯德、【7】以余小子揚文武之烈、揚成康昭主之烈。」

王曰、「嗚呼、公、汝念哉。遜措乃【8】心、盡付畀余一人。」

公懋拜手稽首曰、「允哉。」

乃召畢桓・井利・毛班曰、「三公、謀父朕【9】疾惟不瘳、敢告天子、皇天改大邦殷之命、惟周文王受之、惟武王大敗之、【10】成厥功。惟天奠我文王之志、董之用威亦尚宣厥心、康受亦式用休、亦美【11】懋綏心、敬恭之。惟文武中大命、戡厥敵。」

公曰、「天子、三公、我亦上下譬于文武之受【12】命、皇勸方邦、丕惟周之旁、丕惟后稷之受命是永厚。惟我後嗣、方建宗子、丕【13】惟周之厚屏。嗚呼、天子、監于夏商之既敗、丕則亡遺後、至于萬億年、參叙之。【14】既憊、乃有履宗、丕惟文武之由。」

公曰、「嗚呼、天子、丕則寅言哉。汝母以戾茲辜辜【15】亡時遠大邦、汝母以嬖御塞爾莊后、汝母以小謀敗大作、汝母以嬖士塞大夫・卿士、汝母【16】各家相乃至、然莫恤其外。其皆自時中乂萬邦。」

公曰、「嗚呼、天子、三公、汝念哉。」【17】汝母□努、唐唐厚顏忍恥、時惟大不淑哉。」

曰、「三公、事、求先王之恭明德。刑、四方【18】克中爾罰。昔在先王、我亦不以我辟陷于難、弗失于政、我亦惟以沒我世。」

公【19】曰、「天子、三公、余惟弗起朕疾、汝其敬哉。茲皆保胥一人、康口之、蠻服之、然毋夕口。【20】維我周有常刑。」

王拜稽首舉言、乃出。

祭公之顧命【21】

《訓讀》

王若く曰く、「祖祭公、哀れなる余小子、其れ位に昧く、
曼天疾威し、余多時に假いに懲す。我れ祖豫からざる
に遅有るを聞きて、余惟の時に來たりて見るに、不淑に
して疾甚だし。余天の威を作すを畏る。公其れ我に懿
徳を告げよ。」と。

祭公拝手稽首して曰く、「天子、謀父朕が疾は惟れ瘳
まず。朕が身は尚お茲に在るも、朕が魂は朕が辟昭王の
所に在り、図ること亡くして命を知らず。」と。

王曰く、「嗚呼、公、朕の皇祖周文王・烈祖武王は、下
国に宅りて、作して周邦を陳く。惟の時、皇帝は其の心
を宅り、其の明徳を享け、四方を付畀し、用て天の命を膺受
し、敷く下に聞こゆ。我れ亦た惟れ若祖周公暨び祖召公
は、茲に学を文武の曼徳に迪襲し、克く夾して成康に紹
り。」と。

ぎ、用て大商を畢成すること有り。我れ亦た惟れ若祖祭

公、周邦を修和し、王家を保乂すること有り。」と。

王曰く、「公丕顯の徳を稱げ、余小子を以て文武の烈
を揚げ、成康昭主の烈を揚げよ。」と。

王曰く、「嗚呼、公、汝念わんかな。乃の心を遙措し、
尽く余一人に付畀せん。」と。

公懲めて拝手稽首して曰く、「允なるかな。」と。

乃ち畢桓・井利・毛班を召して曰く、「三公、謀父朕の
疾惟れ瘳まず、敢えて天子に告ぐ。皇天大邦殷の命を
改め、惟れ周文王之を受け、惟れ武王大いに之を敗り、
厥の功を成す。惟れ天我が文王の志を奠め、之を董すに
威を用てするも亦た尚お宣らかに厥の心を臧くし、康受
するも亦た式れ休を用てし、亦た美く綏心に懲め、之を
敬恭す。惟れ文武大命に中りて、厥の敵に戡つ。」と。

公曰く、「天子、三公、我れ亦た上下は文・武の命を受
くるに譬うるに、皇いに方邦を戡んにし、丕惟ち周之
れ旁くし、丕惟ち后稷の命を受くるは是れ永厚なり。惟
れ我が後嗣、方いに宗子を建て、丕に惟れ周の屏を厚く
す。嗚呼、天子、夏・商の既に敗るるに監みれば、丕て
後を遺す亡く、万億年に至るまで、參して之を叙ぶ。既
に沁らば、乃ち履を宗に有ち、丕に惟れ文武の由あるな
り。」と。

公曰く、「嗚呼、天子、こゝに不つて言を寅いとまんかな。汝戻を以て茲に畢まつ事して時の遠き大邦を亡うしなム母かれ、汝嬖御を以て爾の莊后を塞ぐ母かれ、汝小謀を以て大作を敗る母かれ、汝嬖士を以て大夫・卿士を塞ぐ母かれ、汝各家乃の室を相むる母かれ。然らば其の外を恤うれうる莫し。其くは皆な時の中自り万邦を乂おさめんことを。」と。

公曰く、「嗚呼、天子、三公、汝念わんかな。汝口弊し、唐唐として顔を厚くし恥を忍ぶ母かれ。時れ惟れ大いに不淑なるかな。」と。

曰く、「三公、事えて、先王の恭明徳を求める。刑して、四方克く爾の罰に中らん。昔先王在りて、我れ亦た我が辟を以て難に陥れず、政を失う弗し。我れ亦た惟れ以て我が世に没す。」と。

公曰く、「天子、三公、余惟れ朕が疾より起きる弗し。汝其れ敬まんかな。茲に皆保ちて一人を胥し、康くわ之、蠻えんえて之に服せん。然らば夕ゆふする母し。維れ我が周に常刑有ればなり。」と。

王拝稽首して言を挙げ、乃ち出づ。

祭公の願命

《和釈》

〔穆〕王はこのように言つた、「祖祭公よ、哀れな余小子（私）は、〔王の〕位に暗く、偉大なる天は威を降し、

私は長い間大いに懲戒を受けている。私は祖（祭公）の病気の状態が長く続いている（好転の兆しがない）と聞いて、今こうして会いに来て「あなたの状態を」見たところ、「あなたは」優れない状態で病状が非常に重い。私は天が威を降すことを畏れている。公は私にそのすぐれた徳を告げてくれ。」と。

祭公は拝手稽首して言つた、「天子よ、謀父（私）は病が癒えず、我が身は今なおここにあります。我が魂は我が君である昭王の所にあり、謀ることができず命も知らないのです。」と。

王は言つた、「ああ、公よ、私の皇祖周文王・烈祖武王は、下国にいながら、周の国を起^こした。この時に皇帝はその心をはかり、その明徳を享け、四方の國々を「周に」与え、そうして「周は」天の命を受けとめ、「その名聲は」あまねく下々に聞こえた。私はまた祖周公および祖召公は、学を文王・武王の長く続く徳に踏襲し、よく補佐をして成王・康王に「それを」継がせ、そうして大商（殷）を終わらせた「と知つている」。私はまた祖祭公が、周の国を治めて和し、王家を保んじ治めた「と知つている」。」と。

王は言つた、「公は偉大な徳を示して、余小子（私）に文王・武王の功績や、成王・康王・昭王の功績を明らか

にしてくれ。」と。

王は言つた、「ああ、公よ、あなたはよくよく考えてください。へりくだつてあなたの心を「下に」置いて、こどごとく私一人に与えようとしている。」と。

公は丁重に拝手稽首して言つた、「そのとおりです。」

そこで畢桓・井利・毛班を召して言つた、「三公よ、謀父（私）の病は癒えないため、あえて天子に告げましょう、皇天は大邦殷の命を改め、周の文王はこれを受け、武王は大いにこれ（殷）を敗り、その功を成し遂げました。これは天が我が文王の志を定め、正しく治めるのに威厳を用いるのも明らかにその心を善良にするためで、康んじ受けるのも休（福祥）を与えるためで、また「文王は」よく安らかな心につとめ、これを慎み深くしました。このように文王・武王は大いなる命に応じて、その敵に勝つたのです。」と。

公は言つた、「天子よ、三公よ、私はまた上下は文王・武王が命を受けたことに譬えると、大いに国を盛んにし、また周を広げ、また后稷が命を受けたことが永く厚かつたのです。私の後継ぎは、大いに宗子を建て（諸侯を封建して）、大いに屏を厚く「して守りを固める」でしょう。ああ、天子よ、夏・商がすでに敗北したことに照らし合

公は言つた、「ああ、天子よ、この時にあたつて言を慎んでください。あなたはでたらめな行いで罪を犯してこの遠い大邦（諸侯）を失つてはいけません、あなたは愛妾によつてあなたの「正夫人である」莊后を塞いではいけません、あなたは小臣の策謀によつて大臣の仕事を失敗させてはいけません、あなたは嬖士（愛臣）によつて大夫・卿士を塞いではいけません、あなたは各家があなたの宗室を治めることがあつてはいけません。そうすればその外を憂えることはなくなるでしょう。どうか皆この内側から万国を治めてください。」と。

公は言つた、「ああ、天子よ、三公よ、あなたがたはよくよく考えてください。あなたは口して悪い、「中身のない」大言を言つて厚かましい顔で恥にも「平氣で」耐えてはいけません。これは大いに良くないことです。」と。

「公は」言つた、「三公よ、「王に」事えて、先王の恭しく明らかな徳を求めてください。刑罰を行つて、四方はよくその罰に当たつてください。昔先王がいた頃は、

わせてみれば、この時にあたつて後を遺すことなく、万億年に至るまで、参考にして（教訓として）このことを述べてきました。「それが」すでに浸透していれば、福音室に保つていけるでしょう。ここには文王・武王の道があるのです。」と。

私は我が君を難に陥れるようなことをせず、失政を行ふこともありませんでした。「まもなく」私は我が世に没しようとしています。」と。

公は言つた、「天子よ、三公よ、私は私の病から起きることはあります。あなたがたは慎んでください。」

に皆一人（君）を補佐して、康んじて…してください。

憂えて我が君に仕えてください。そうすれば国が終わり断絶する事はないでしょう。これは我が周に常刑があるからです。」と。

王は挙し稽首して「祭公の」言を顕彰し、そうして退出した。

祭公の顧命

（3）我聞祖不豫有遲、余惟時來見、不淑疾甚、余畏天之作威

「不豫」とは、快くないこと、天子や身分の高い人が病気の状態であることを指す。『尚書』金縢に、「王有疾、弗豫（王に疾有りて豫からず。）」とある。「遲」は、久しい、長いの意（「久也。」（『廣雅』釋詁））。

「不豫有遲」について、整理者は「不久於世」（世に久しうらず（まもなく死くなる））ことであるとする。

一方、復旦大学出土文献与古文字研究中心研究生読書会（以下、復旦読書会）は、「遲」は、緩慢や遲らせる（時を延ばす）という意味であるとして、祭公の病気が持続して長い間好転の兆しが見られないことを指すとする。

王若曰、「父義和、丕顯文武、克慎明德、昭升于上、敷聞在下。惟時上帝集厥命于文王。亦惟先正、克左右昭事厥辟。越小大謀猷、罔不率從。肆先祖懷在位。嗚呼、閔予小子嗣、造天丕愆、殄資澤于下民、侵戎、

我國家純。即我御事、罔或者壽俊在厥服、予則罔克。

曰惟祖惟父、其伊恤朕躬。嗚呼、有績、予一人永綏在位。父義和、汝克紹乃顯祖、汝肇刑文武、用會紹乃辟、追孝于前文人。汝多修扞我于艱。若汝予嘉。」

（『尚書』文侯之顧命）

（2）曼天疾威、余多時假懲

『毛詩』小雅・節南山之什・小旻に「曼天疾威、敷于下土（旻天疾威、下土に敷く。）」、毛公鼎に「曼天疾威」とある。「假」は大、「懲」は懲戒の意。整理者は、今本の「溥懲」と意味が近いとする。

（1）哀余小子、昧其在位

今本は「次予小子」となつておらず、「次」は「汝」（＝「閔」）であるとの解釈がなされている。「昧」は暗いの意（「闇也。」（『説文解字』））。『尚書』文侯之命に類似の用例が見える（①）。

（※以下、『逸周書』祭公篇を「今本」と称す。）

（1）哀余小子、昧其在位

今本は「次予小子」となつており、「次」は「汝」（＝「閔」）であるとの解釈がなされている。「昧」は暗いの意（「闇也。」（『説文解字』））。『尚書』文侯之命に類似の用例が見える（①）。

和釈では、復旦読書会の解釈に従つた。

(4) 公其告我懿德

「懿德」は、偉大な徳、美德の意。『毛詩』周頌・清廟之什・時邁に、「我求懿德、肆于時夏、允王保之（我れ懿徳を求めて肆に時の夏において、允く王之を保て。）」とある。

(5) 朕身尚在茲、朕魂在朕辟昭王之所、亡圖不知命

「圖」は、謀るの意。「昭王」は、康王の子であり、穆王の父。穆王の先代の王である。今本では、「朕身尚在茲、朕魂在于天。昭王之所崩、宅天命。」となつており、相違が見られる。

(6) 宅下國、作陳周邦

整理者は、「作」は「始也。」（『毛詩』魯頌・駟、「思無斁、思馬斯作」の毛伝）、「陳」は「猶處也。」（『周礼』内宰「作其事」の鄭注）とする。一方、復旦読書会は、「作」は造作の意、「陳」は「甸」（治めるの意）であるとして、『尚書』多士の「乃命爾先祖成湯革夏、俊民甸四方（乃ち爾が先祖の成湯に命じて夏を革めしめ、俊民四方を甸めしむ）」や、『毛詩』小雅・谷風之什・信南山の「信彼南山、維禹甸之（信なる彼の南山、維れ禹之を甸む）」、その毛伝「甸、治也。」の例を引用している。

(7) 惟時皇帝宅其心、享其明德、付畀四方、用膺受

天之命、數聞在下

「宅」は、「度」に同じ（今本では「度」）。『尚書』康誥に「汝不遠惟商耆成人、宅心知訓（汝不^二遠^一商の耆成人を惟い、心を宅りて訓を知れ）」とある。「享」（隸定は「卿」）について、蕭旭氏は「卿」を顯彰の意（「卿、章也。」）（『説文解字』）であるとする。「付畀」とは、与えるの意で、『尚書』顧命に類似の用例が見える（①）。

王若曰、「庶邦侯甸男衛、惟予一人釗報誥。昔君文武、丕平富、不務咎、底至齊、信用昭明于天下。則亦有熊羆之士、不二心之臣、保乂王家、用端命于上帝。皇天用訓厥道、付畀四方。乃命建侯樹屏、在我後之人。今予一二伯父、尚胥暨顧、綏爾先公之臣服于先王。雖爾身在外、乃心罔不在王室。用奉恤厥若、無遺鞠子羞。」群公既皆聽命、相揖趨出。王釋冕、反喪服。〔『尚書』顧命〕

「膺受」とは、受け止めるの意。「數聞在下」は、注（1）、『尚書』文侯之命②に用例が見える。

(8) 我亦惟有若祖周公暨祖召公、茲迪襲學于文武之曼德、克夾紹成康、用畢成大商

整理者は、「迪」は、進むの意（「進也。」）（『爾雅』詁話）、「襲」は、繼ぐの意（「襲、繼也。」）（『漢書』揚雄伝・注）とするが、「迪」には踏む（その通りに実行する）

という意味がある（「允迪厥德（允に厥の徳を迪む）」）（尚書・皋陶謨）ため、本稿では、「迪襲」と熟して読み、踏襲の意味として解釈した。「曼」は、『毛詩』魯頌・閟宮に「孔曼且碩、萬民是若（孔だ曼にして且つ碩なり、万民是れ若え）」、その毛伝に「長也。」とあり、今本の「蔑」に通じる。『尚書』君奭に用例が見える（①）。

公曰、「君奭。在昔、上帝割申勸寧王之德、其集大命于厥躬、惟文王尚克修和我有夏。亦惟有若虢叔・有若閔夭・有若散宜生・有若泰顛・有若南宮括、又曰、『無能往來茲迪彝教、文王蔑德、降于國人。』亦惟純佑秉德、迪知天威、乃惟時昭文王。迪見冒聞于上帝、惟時受有殷命哉武王、惟茲四人、尚迪有祿。後暨武王誕將天威、咸劉厥敵、惟茲四人、昭武王惟冒、丕單稱德。在今、予小子旦、若游大川。予往暨汝奭其濟。小子同未在位、誕無我責收、罔勘不及。耆造德不降、我則鳴鳥不聞。矧曰其有能格。」（『尚書』君奭）

「夾」は補佐の意（「輔也。」）（『蒼頡篇』）、「紹」は継ぐの意。「畢」と「成」とは同義（『儀礼』少牢饋食礼「祝告曰、利成。」、鄭注「畢也。」）。

（9）我亦惟有若祖祭公、修和周邦、保乂王家
「修和」は、天下を治めて和げるの意。注（8）、『尚書』

君奭②に用例が見える。今本では「執和」となっている。「保乂」は、保んじ治めるの意。注（7）、『尚書』顧命②に用例が見える。

（10）公稱丕顯德、以余小子揚文・武之烈、揚成康昭主之烈

「丕顯德」は、偉大な徳の意。『尚書』洛誥に「公稱丕顯德、以予小子、揚文武烈（公丕顯の徳をあげ、予小子を以て、文武の烈を揚げよ。）」とある。「主」は、君の意（「君也。」）（『爾雅』詁詁）。

（11）遜措乃心、盡付畀余一人

「措」は、置くの意（「置也。」）（『說文解字』）。金文に「遜純乃用心」という用例が見える。

（12）公懋拜手稽首曰、「允哉。」乃召畢桓・井利・毛班曰、……

「懋」は、つとめるの意（「勉也。」）（『說文解字』）。

「井利」「毛班」は、金文や『穆天子伝』にその名が見える。畢桓は『穆天子伝』に見える「畢矩」と関係があるか否かが議論されている。今本では、「祭公拜手稽首曰、「允乃詔、畢桓于黎民般。」」となつており、「于黎」が「井利」、「民般」が「毛班」に当たる可能性がすでに指摘されている。

なお、整理者の沈建華氏はすでに三公に関する論文、

「清華楚簡《祭公之顧命》中的三公与西周世卿制度」（中

華文史論叢」二〇一〇年第四期、二〇一〇年十二月）を

発表している。

（13）敢告天子、皇天改大邦殷之命、惟周文王受之、惟武王大敗之、成厥功

『尚書』の中に類似の文が見える。

・王出在應門之内。太保率西方諸侯、入應門左。畢公率東方諸侯、入應門右。皆布乘・朱。賓稱奉圭兼弊曰、「一二臣衛、敢執壤奠。」皆再拜稽首。王義嗣德、答拜。太保暨芮伯、咸進、相揖、皆再拜稽首曰、「敢敬告天子、皇天改大邦殷之命、惟周文武、誕受羑若、克恤西土。惟新陟王、畢協賞罰、戡定厥功、用敷遺後人休。今王敬之哉。張皇六師、無壞我高祖寡命。」

（『尚書』顧命）

・太保乃以庶邦冢君、出取幣、乃復入、錫周公。曰、「拜手稽首、旅王若公。誥告庶殷、越自乃御事。嗚呼、皇天上帝、改厥元子茲大國殷之命。惟王受命、無疆惟休、亦無疆惟恤。嗚呼、曷其奈何弗敬。天既遐終大邦殷之命。茲殷多先哲王在天、越厥後王後民、茲服厥命。厥終智藏寐在。夫知保抱攜持厥婦子、以哀籲天、徂厥亡出執。」（『尚書』召誥）

（14）惟天寘我文王之志、董之用威亦尚宣滅厥心、康受

亦式用休、亦美懋綏心、敬恭之

「奠」は、定めるの意であり、今本では「貞」。「董之用威」については、『左伝』文公七年伝に、「夏書曰、戒之用休、董之用威、勸之以九歌、勿使壞（夏書に曰く、之を戒むるに休びを用てし、之を董すに威を用てし、之を勸むるに九歌を以てし、壞らしむる勿かれ、と）。」とある。「董」は正すの意、「威」は刑罰の意。「宣」は、明らかな意（『左伝』僖公二十七年伝「民未知信、未宣其用。」杜預注「明也。」「臧」は、よいの意（善也。）（『說文解字』））。『尚書』酒誥に、「小子、惟土物愛、厥心臧、聽聽祖考之彝訓（小子、惟れ土物もて愛み、厥の心もて臧くし、祖考の彝訓を聴聽せよ）」とある。復旦讀書会は、今本に従い、「寬壯」と訛読する。

「式」は、「それ」と読む（發語の辞）。「休」は、さいいわい・福祥・恩賞など、喜ばしいことを指す。『尚書』多方に、「惟典神天、天惟式教我用休、簡畀殷命、尹爾多方（惟れ神天に典れば、天惟れ式れ我に教ぐるに休を用てし、簡えて殷の命を畀え、爾の多方を尹めしむ）。」とある。「美」（隸定「兌」）は、今本の「先」に当たると見られ、今本が「先王」となっているのは後人が「王」の字を加えたからであるとの見方が有力である。

▼「丕惟」の用法

不惟（またすなわち）

庶士・有正、越庶伯君子、其爾典聽朕教。爾大克羞者惟君、爾乃飲食醉飽、不惟曰、爾克永觀省、作稽中德。（『尚書』酒誥）

不惟（ここにこれ）

厥圖帝之命、不克開于民之麗。乃大降罰、崇亂有夏、因甲于內亂。不克靈承于旅、罔不惟進之恭、洪舒于民。（『尚書』多方）

（15）惟文武中大命、戡厥敵

「中」は、応じる、対応するの意（『礼記』月令「律中太簇」、鄭注「猶應也。」）。

（16）我亦上下暨于文武之受命、皇猷方邦、不惟周之旁、不惟后稷之受命是永厚。

「猷」は、盛んの意（「盛也。」（『廣雅』釁詰））。『旁』は、広い、広がるの意（「溥也。」（『說文解字』）、「大也。」（『廣雅』釁詰））。

（17）惟我後嗣、方建宗子、不惟周之厚屏

「方」は、おおいに、の意（「大也。」（『廣雅』釁詰））。『宗子』は諸侯の意、『屏』は守りの意。注（7）『尚書』顧命③に「建侯樹屏」（諸侯を封建して守りを立てる）と

いう文が見える。また、『毛詩』大雅・生民之什・板に「大邦維屏、大宗維翰。懷德維寧、宗子維城、無俾城壞、無

獨斯畏（大邦維れ屏なり、大宗維れ翰りなり。^{主も}徳を懐けば維れ寧し、宗子は維れ城なり。城をして壊れ俾むこと無かれ、独りとなること無かれ斯れ畏る。）とある。

（18）監于夏商之既敗、不則亡遺後、至于萬億年、參叙

之

「參」は、調べて参考にすること（「驗也。」（『荀子』解蔽・楊倞注））。

▼「不則」の用法

不則（ここにおいて（＝於是）

王曰、「嗚呼、封、敬哉。無作怨、勿用非謀非彝蔽時忱、不則敏德。用康乃心、顧乃德、遠乃猷裕、乃以民寧、不汝瑕疹。」王曰、「嗚呼、肆汝小子封。惟命不于常。汝念哉、無我殄享、明乃服命、高乃聽、用康乂民。」（『尚書』康誥）

不則（ここにおいて）

周公曰、「嗚呼、繼自今嗣王、則其無淫于觀、干逸于遊、于田、以萬民惟正之供。無皇曰、『今日耽樂。』乃非民攸訓、非天攸若、時人不則有愆。無若殷王受之迷亂、酗于酒德哉。」（『尚書』無逸）

（19）既沁、乃有履宗、不惟文武之由

「沁」は、「咸」であり、「終」と読む。今本では、「既畢」となっている。「履」は、福の意（「福也。」（『爾雅』

釈詁)」「有履宗」とは、福佑を宗室に保つことを言う。

「由」は、道の意（道也。）（『荀子』哀公・楊倞注）。

(20) 汝母以戾茲畢畢亡時遠大邦

「戾」は、罪の意（畢也。）（『爾雅』釈詁）。「時」は、「是」（これ）と読む。「遠」は、遙か遠いの意（遼也。）（『説文解字』）。黄杰氏は、「茲」を「災」と釈読している。

(21) 汝母以嬖御塞爾莊后、汝母以小謀敗大作、汝母以嬖士塞大夫・卿士

今本は「汝無以嬖御固莊后、汝無以小謀敗大作、汝無以嬖御士疾大夫卿士」と、『礼記』緇衣は「母以小謀敗大作、母以嬖御人疾莊后、母以嬖御士疾莊士・大夫・卿士」と、郭店楚簡・上博楚簡『緇衣』は、「母以小謀敗大作、母以嬖御人息（塞）莊后、母以嬖御士息（塞）莊士・大夫・卿士。」となっている。復旦読書会は、『語叢（一）』に「息」と「疾」が通じてあるとして、「息」を「疾」に読み替えている。

(22) 汝母各家相乃至、然莫恤其外。其皆自時中乂萬邦
「相」は、おさめるの意（治也。）（『小爾雅』釈詁）、

「季公亥與公思展與公鳥之臣申夜姑相其室。」（『左伝』昭公二十五年伝）、「治也。」（杜預注）。「其皆自時中乂萬邦」については、『尚書』の中に「其自時中乂（其くは時

の中自り乂めんことを）」（『尚書』召誥）、「其自時中乂。萬邦咸休、惟王有成績（其くは時の中自り乂めんことを。萬邦咸休び、惟れ王に成績有らん。）」（『尚書』洛誥）といつた類似の文が見える。

(23) 汝母口努、唐唐厚顏忍恥、時惟大不淑哉

「努」は、「眩」（惑也。）（『廣雅』釈詁）、「唐唐」は、大言のこと（大言也。）（『説文解字』）。「厚顏」は、顔が厚い、厚かましいこと。

「口努」について、復旦読書会は、「康康」と釈読する。李末儒氏は、「汝母怠賢」と釈読する。

(24) 三公、事、求先王之恭明德。刑、四方克中爾罰。
「事」について、復旦読書会は「敷」と釈讀し、「敷聞在下」の「敷」と同様の意味であるとする。

(25) 昔在先王、我亦不以我辟陷于難、弗失于政、我亦惟以沒我世。

金文（毛公鼎など）に「欲汝弗以乃辟陷于難」といった類似の文が見える。

(26) 茲皆保胥一人、康口之。蠻服之、然毋夕口、維我周有常刑。

「舍」は、「胥」と読み替え、たすけるの意とする（相也。）（『爾雅』釈詁）。「一人」は、王のことを指す。「康」は、安んじるの意（安也。）（『爾雅』釈詁）。「服」は、

つかえるの意（「事也。」（『爾雅』釁詁））。『蠶』は、憂えるの意（「憂也。」（『楚辭』天問））。『夕』は、終わるの意（「終也。」（『說文解字』））。『口』はおそらく「絶」であり、「夕口」とはおそらく「終わり絶する」とがない」という意味であろうと整理者は指摘する。

「周有常刑」については、伝世文献にいくつか用例が見られる（『汝則有常刑』（『尚書』費誓）、『國有常刑』（『周禮』小宰）、「寡君使蹠謂吾子、『何故出君。有君不事、周有常刑。子其圖之。』」（『左伝』昭公三十一年伝））。

（27）王拜稽首舉言、乃出。

「舉」は、顕彰すること（「顯也。」（『莊子』應帝王・成玄英疏））今本では「黨」となっており、「善」と意味が近い（「善也。」（『爾雅』釁詁））。復旦読書会は、「譽」であるとし、賛美・賞賛の意味であるとする。

十二年伝には、周の穆王が天下を遊行し、至る所に車の轍と馬の足跡を残そうとしたところ、祭公謀父が『祈招』の詩を作つて諫言したという内容が見える。また、『國語』周語上では、穆王の犬戎征伐に際して、祭公謀父が、代々の先王と文王・武王は徳によつて国を治めていたことや、先王の制度について述べ、むやみに兵力を用いるべきではないと諫言する。しかし、結果的に穆王は諫言を聞き入れずに犬戎征伐を行い、それ以降、犬戎は来朝しなくなつたとされる。『左伝』や『國語』に見える穆王に対する祭公の諫言は、本篇にも通じるものである。特に『國語』の記述は、文王・武王の徳を顕彰し、殷王朝の悪政と武王による殷の打倒についても言及しており、本篇と共通する。

本篇において注目すべきは、穆王・祭公・三公の関係であろう。本篇での穆王は、自分の過失を認めつつ、祭公からの訓戒を真摯に受け止めようとする謙虚な姿勢が見られる。穆王の発言の中には、文王・武王・成王・康

本章では、清華簡『祭公之顧命』の特徴について主に三点を挙げ、現段階での私見を述べておきたい。

（1）伝世文献との関係

整理者が指摘しているとおり、祭公が穆王に対し諫言している事例は、伝世文献にも見られる。『左伝』昭公

から強い要望があつたため、ついにそれに応じて、遺

訓を告げることにする。そこで召されたのが三公であった。

祭公は、自身がこれまで行つてきたことや補佐官として重視すべき事柄を三公に述べ、王の補佐官としての役割を全うするよう鼓舞している。つまり祭公は、自分に代わる補佐官として三公を位置づけているのである。周の基盤を築いた先王には、必ず優秀な補佐官がいた。王と優秀な補佐官による国家の統治、それが周にとつて理想の形であったことは、このことからも窺える。

(2) 「受命」について

本篇において特徴的なこととしては、しきりに「受命」について説かれている点である。本篇では、殷から周への王朝交替が、天からの命によるということが何度も述べられている。中には、文王・武王が命を受けたとするだけなく、周の始祖である后稷の頃からすでに命を受けているとする記述すらある。その背景には、武王による殷討伐を正当化するという意識があつたのであろう。

なお、今回公開された清華簡の中には、『程寤』という文献があり、ここでも「受命」について説かれている。『程寤』は、殷王朝の末期に、周の文王が妻の見た夢を啓示とみなして、太子発（すなわち後の武王）に訓戒するという内容である。そこには、衰亡しかけている殷に代わって周が命を受けたことを示す記述があり、これは

本篇とも通じるものである。

(3) 成立年代について

最後に、本篇の成立年代について触れておこう。清華簡の書写年代は、炭素十四の年代測定の結果、紀元前三〇五±三〇年であると発表されている。これは「戦国中期」に相当し、文献の書写・流布にかかる時間を考慮すれば、原本の成立時期は少なくとも戦国前期以前まで遡れると考えられる。どの地点を成立年代と見るかは判断し難いが、「王若曰」「王曰」「公曰」といった発言形式から推測することが可能であると思われる。これについては、今後さらなる検討が必要となろう。

また、注目すべきは、本篇と『逸周書』祭公篇の内容が、大きく違わない点である。同様の例としては、今回公開された清華簡の一篇『皇門』と『逸周書』皇門篇とが挙げられる。これらはそれぞれ文字の異同が多くあるものの、内容が大きく異なるわけではない。すなわち、『逸周書』の側も、それなりに古い伝承を伝えたものと考えられるのである。従つて、清華簡の発見は、『逸周書』の資料的価値の再評価を促すものであるとも言えよう。

小結

以上、本稿では、清華簡『祭公之頤命』の全体の釈読を試み、現時点での私見を述べた。今後はさらに詳細に『逸周書』祭公篇と対比させ、また、伝世文献や他の清華簡の文献などと比較することにより、本篇の思想的特質を明らかにする必要があるう。それについては、改めて別稿において論ずることとした。

蔡哲茂「讀清華簡《祭公之頤命》札記一則」(二〇一一年三月十七日)

▼復旦大学土文献与古文字研究中心

- 復旦大学出土文献与古文字研究中心研究生讀書会「清華簡《祭公之頤命》研讀札記」(二〇一一年一月五日)
蔡偉「拋清華簡校正《逸周書》三則」(二〇一一年一月六日)
沈之傑「說清華簡《祭公之頤命》札記一則」(二〇一一年一月九日)
蕭旭「清華竹簡《祭公之頤命》校補」(二〇一一年一月十一日)
網摘「《清華》專輯」(二〇一一年二月一日)

【参考文献】

- ▼武漢大學簡帛研究中心「簡帛網」
- ・魏宜輝「關於“箭之初文”的補充」(二〇〇七年十二月十八日)
 - ・黃人二・趙思木「讀《清華大學藏戰國竹簡》書後」(一) (二〇一一年一月七日)、「讀《清華大學藏戰國竹簡(壹)》書後」(二)
 - ・(一) (二〇一一年一月九日)、「讀《清華大學藏戰國竹簡(壹)》書後」(四) (二〇一一年二月十七日)
 - ・黃杰「初讀清華簡佚文筆記」(二〇一一年一月七日)、「讀清華簡筆記」(二) (二〇一一年一月九日)
 - ・何有祖「清華大學藏簡說札」(一) (二〇一一年一月八日)
 - ・曹方向「記清華簡第一冊九篇竹書的若干書寫情況」(二〇一一年一月三十一日)

【对照表】

清華簡『祭公之願命』

『逸周書』祭公篇

(黃懷信等『逸周書彙校集注』、上海古籍出版社、二〇〇七年)

王若曰、「祖祭公、哀余小子、昧其在位、旻天疾威、余多時假憇。我聞祖不豫有遲、余惟時來見、不淑疾甚、余畏天之作威。公其告予我懿德。」

王若曰、「祖祭公、次予小子、虔虔在位。昊天疾威、予多時溥愆。我聞祖不豫有加、予惟敬省。不弔天降疾病、予畏天威、公其告予我懿德。」

祭公拜手稽首曰、「天子、謀父朕疾惟不瘳。朕身尚在茲、朕魂在朕辟昭王之所、亡圖不知命。」

王若曰、「嗚呼、公、朕之皇祖周文王、烈祖武王、宅下國、作陳周。維邦。惟時皇帝度其心、享其明德、付畀四方、用膺受天之命、敷聞在下。我亦惟有若祖周公暨祖召公、茲迪襲學于文武之疊德、克夾紹成康、用畢成大商。我亦惟有若祖祭公、修和周邦、保乂王家。」

祭公拜手稽首曰、「天子、謀父疾維不瘳。朕身尚在茲、朕魂在于天。昭王之所最、宅天命。」

王若曰、「嗚呼、公、朕皇祖文王、烈祖武王、度下國、作陳周。維皇上帝度其心、寘之明德、付俾於四方、用應受天命、敷文在下。我亦維有若文周公暨列祖召公、茲申予小子追學於文武之蔑。周克龜紹成康之業、以將大命、用夷居大商之衆。我亦維有若祖祭公之執和周國、保乂王家。」

王曰、「公稱丕顯德、以余小子揚文武之烈、揚成康昭主之烈。」

王曰、「嗚呼、公、汝念哉。遙措乃心、盡付畀余一人。」

公懋拜手稽首曰、「允哉。」

王曰、「公稱丕顯之德、以予小子揚文武大勲、弘成康昭考之烈。」

王曰、「公無困我哉。俾百僚乃心率輔、予一人。」

祭公拜手稽首曰、「允乃詔、畢桓于黎民般。」

乃召畢桓・井利・毛班曰、「三公、謀父朕疾惟不瘳、敢告天子、皇天改大邦之命、惟周文王受之、惟武王大敗之、成厥功。惟天奠我文王之志、董之用威亦尚宣威厥心、康受亦式用休、亦美懋綏厥心、敬恭之。惟文武中大命、戡厥敵。」

周之旁、不惟后稷之受命是永厚。惟我後嗣、方建宗子、丕惟周之周公曰、「天子、三公、我亦上下暨于文武之受命、皇歛方邦、丕惟

下土。天之所錫武王時疆土、不維周之□□□后稷之受命、是永宅

厚屏。嗚呼、天子、監于夏商之既敗、丕則亡遺後、至于萬億年、參叙之。旣沁、乃有履宗、丕惟文武之由。」

公曰、「嗚呼、天子、丕則寅言哉。汝母以戾茲舉辜亡時遠大邦、汝母以嬖御塞爾莊后、汝母以小謀敗大作、汝母以嬖士塞大夫卿士、汝母各家相乃室、然莫恤其外。其皆自時中乂萬邦。」

公曰、「嗚呼、天子、三公、汝念哉。汝母口豎、唐唐厚顏忍恥、時惟大不淑哉。」

曰、「三公、事、求先王之恭明德。刑、四方克中爾罰。昔在先王、我亦不以我辟陷于難、弗失于政、我亦惟以沒我世。」

公曰、「天子、三公、余惟弗起朕疾、汝其敬哉。茲皆保胥一人、康口之。嬖服之、然毋夕口、維我周有常刑。」

王拜稽首舉言、乃出。

祭公之願命

王拜手稽首薦言。

之。維我後嗣、旁建宗子、丕維周之始并。嗚呼、天子、三公、監于夏商之既敗、丕則無遺後難、至于萬億年、守序終之。旣畢、丕有利宗、丕維文王由之。」

公曰、「嗚呼、天子、我不則寅哉寅哉。汝無以戾口罪疾、喪時二王大功。汝無以嬖御固莊后、汝無以小謀敗大作、汝無以嬖御士疾大夫卿士、汝無以家相亂王室而莫恤其外。尚皆以時中乂萬國。」

嗚呼、三公、汝念哉。汝無泯泯芬芳、厚顏忍醜、時維大不弔哉。」

昔在先王、我亦維不以我辟陦于難、不失于正、我亦以免沒我世。」

嗚呼、三公、予維不起朕疾、汝其皇敬哉。茲皆保之、

曰、康子之攸保、勗教誨之、世祀無絕。不、我周有常刑。」

王拜稽首薦言。

王拜手稽首薦言。